

# 控 訴 状

東京高等裁判所 民事部 御中

控訴人代理人弁護士 神原 元

(住所に代わる連絡先)

川崎市中原区新丸子東 2-895 武蔵小杉 A T ビル 505

控訴人 A (以下「原告」または「控訴人」という。)

〒211-0004

川崎市中原区新丸子東 2-895 武蔵小杉 A T ビル 505

武蔵小杉合同法律事務所 (送達先)

電 話 044-431-3541

F A X 044-422-5315

控訴人代理人弁護士 神原 元

B住所\*\*\*\*\*

被控訴人 B (以下「被告」または「被控訴人」という。)

2016年2月8日

損害賠償請求等控訴事件

訴訟物の価額 金3,250,000円

貼用印紙額 金33,000円

上記当事者間の東京地方裁判所平成26年(ワ)第11929号損害賠償等  
請求事件、東京地方裁判所平成26年(ワ)第32648号損害賠償等請求反

訴事件について、平成28年1月27日言い渡された判決は、一部不服であるから控訴をする。

## 原 判 決 の 表 示

### 主 文

- 1 被告は、原告に対し、22万円及びこれに対する平成25年12月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告に対し、別紙被告投稿記事目録記載④、⑰及び⑱の各記事を削除せよ。
- 3 原告は、被告に対し、5万5000円及びこれに対する平成25年12月9日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 原告は、被告に対し、別紙原告投稿記事目録記載の各記事を削除せよ。
- 5 原告のその余の本訴請求及び被告のその余の反訴請求を棄却する。
- 6 訴訟費用は、本訴及び反訴とも、これを3分し、その1を原告の負担とし、その2を被告の負担とする。
- 7 この判決は、第1項及び第3項に限り、仮に執行することができる。

### 控 訴 の 趣 旨

- 1 原判決中第2項を次のとおり変更する。  
「被告は、原告に対し、別紙被告投稿記事目録記載の各記事を削除せ

よ。」

- 2 原判決第3項及び4項を取り消す。
  - 3 被控訴人の請求を棄却する。
  - 4 訴訟費用は、第1、2審とも、被控訴人の負担とする。
- との判決を求める。

### 控 訴 の 理 由

被控訴人が、本訴の請求原因として主張する事実及び控訴人の主張は、原判決の事実摘示のとおりである。

しかしながら原判決には事実認定及び法律解釈に誤りがあるからこの控訴を提起する。

その詳細は、追って準備書面をもって提出する。

### 添 付 書 類

- |         |     |
|---------|-----|
| 1 訴訟委任状 | 1 通 |
| 2 控訴状副本 | 1 通 |

以上